

小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

業務の視点について、下記の項目について評価する。

- (1) 本市の小金井市下水道総合計画改訂版の位置付けを理解し、市民にわかりやすく、より有効な計画となるよう提案しているか。
- (2) 仕様書（案）に提示している業務内容を的確に捉えて、適切かつ専門的な見地から独創性のある提案がなされているか。
- (3) 本市の地域特性を踏まえ、下水道環境の現状を熟知し、専門的な知識を有しているか。
- (4) 国・東京都の施策や社会が取り巻く状況変化を的確に捉えているか。また、他自治体の先進的な取り組みについて把握しているか。

2 業務の内容について

業務の内容について、下記の項目につき目的や支援内容が明確であり、かつ計画策定により有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているかどうかを評価する。

- (1) 下水道総合計画改訂版への具体的な提案があり、その内容が適切で実現性が高い提案がされているか。
- (2) 経営戦略改訂版への具体的な提案があり、その内容が適切で実現性が高い提案がされているか。
- (3) 下水道使用料改定への具体的な提案があり、その内容が適切で実現性が高い提案がされているか。
- (4) 計画の方向性の検討、作成プロセスは適切であるか。
- (5) 審議会の支援体制（会議への出席、資料調製その他会議運営の支援等）が適切であるか。
- (6) パブリックコメント実施の支援体制が適切であるか。

3 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はないか。業務手順や業務工程は妥当かどうかを評価する。

4 業務実績について

業務実績について、管理技術者及び担当技術者が、他自治体において、類似業務の受託実績を有しているかを評価する。

5 業務体制について

業務体制について、下記の項目について評価する。

- (1) 業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制（配置予定人数等）であるかどうか、及び管理技術者に不測の事態が生じた場合のフォローアップ体制が適切であるかどうか。
- (2) 市との役割分担が明確で市の負担軽減となる工夫が施されているか。
- (3) 市の要請や協議に対して、柔軟に対応できる体制がとられているか。
- (4) 業務実施に必要な資格を有する適切な管理技術者が配置されているか。また、管理技術者及び担当技術者は継続的な雇用関係にあり、本支援委託業務全般に渡り技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理できる適切な体制か。

6 企画提案書について

企画提案書について、下記の項目について評価する。

- (1) 提案内容は簡潔に表現されているか。
- (2) 図表等を用い視覚的に分かりやすい表現となっているか。
- (3) 方針検討の際にわかりやすい資料作成ができるか。
- (4) 業務を遂行する上で必要と考える点など、独自の提案等 P R ポイントについて提案があるか。

7 見積額等について

予算額内での適切な業務内容の提案となっているとともに、コストパフォーマンスの優れた提案となっているかを評価する。

8 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションについて、下記の項目について評価する。

- (1) 企画提案書の内容について分かりやすく説明し、質問に対して的確かつ簡潔明瞭に回答しているか。
- (2) 管理技術者に知識、経験があるか、業務に対する熱意が感じられるか。

II 審査評価方法

審査基準に基づき、事前に提出された企画提案書等による第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の総合得点で判断する。

III 審査項目

別紙「小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	3	やや劣る	当該要素について、やや劣る部分や問題点があり、時に支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※注 第二次審査の審査項目2、8の場合

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

評点は、会社間の相対評価により行うが、同点を選択することもできることとする。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないと審査委員会が判断した場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。